

本人通知制度のご案内

「本人通知制度」とは？

事前に登録している方の住民票や戸籍謄抄本などの証明書を、代理人や第三者に交付した場合に、証明書を交付した事実を本人に通知する制度です。**代理人や第三者から証明書の請求があった場合に、交付を拒否したり、交付しても良いか本人に確認したりする制度ではありません。**この制度は、悪意のある第三者からの不正請求を抑止し、不正取得による人権侵害の防止を図ることを目的としています。

1 事前に登録が必要です。

制度を利用するには、登録が必要です。登録手続きは、市役所窓口サービス課、サービスセンター、サービスステーション、人権文化センターで受け付けます（平日9：00～17：30）。郵送での手続きも可能です。登録手続きが完了しましたら、後日、「登録完了通知書」を郵送します。

※ 市役所窓口サービス課以外の窓口では内容の審査はできません。

2 登録された方の証明書を交付した場合に、本人通知書を郵送します。

事前登録された方の住民票や戸籍謄抄本を代理人や第三者に交付した場合、後日、「本人通知書」を郵送します。通知対象となる請求は、①本人等の代理人からの請求、②第三者からの請求です。

証明書を交付した事実のお知らせで、請求者の氏名や住所等は通知しません。

本人通知制度の登録手続きに必要なもの

1. 宝塚市本人通知制度登録申出書(本人または代理人が署名してください)
※ 申出書は、宝塚市のホームページ(ID:1012151)からダウンロードすることができます。
2. 窓口へ来られる方の本人確認書類(運転免許証等の場合は1点、健康保険証等の場合は2点)
※ 郵送の場合は写しを送付してください。
3. 任意代理人の場合は委任状
4. 法定代理人の場合は戸籍謄本等代理権限を確認できる書類(本籍地が宝塚市で、法定代理人の資格を戸籍で確認できる場合は不要です)
5. 宝塚市以外の住民の場合は住民票の写し(本籍地が宝塚市の場合は不要です)

通知対象となる「本人等の代理人」「第三者」からの請求とは

●本人等とは

住民票については「本人及び本人と同一世帯の者」

戸籍・戸籍の附票については「戸籍に記載されている者またはその配偶者・直系尊属・直系卑属」

●代理人とは

任意代理人(本人等からの委任状を持参して請求する者)

法定代理人(未成年者の親権者、成年後見人など)

●第三者とは

相続や債権回収のためなど証明書を必要とする正当な理由がある者(法人を含む)

弁護士・司法書士等職務上の請求が認められている者

住所や氏名の変更届と登録の抹消について

登録後に氏名、住所、本籍等が変わった場合は、必ずすぐに変更の届出をしてください。

登録期間は無期限ですが、次の場合は自動的に登録が抹消されます。

1. 国外へ転出した場合、死亡した場合など日本国内に住民登録地がなくなった場合
2. 通知書の送付先が不明となった場合(通知書が返送された場合)